

住宅宿泊事業チェックリスト～住宅宿泊事業を始めたい方へ～

事前確認			確認欄
1	届出可能な住宅の要件	民泊ポータルサイト「民泊を始める方へ」でご確認ください。	
2	事業禁止の欠格事由		
3	業務委託の要否	住宅宿泊管理業者に委託が必要であるか、民泊ポータルサイト「民泊を始める方へ」でご確認ください。	
4	マンション管理規約	区分所有しているマンションの場合は、民泊が管理規約や総会・理事会で禁止されていないかどうかご確認ください。	
5	条例規定区域	横須賀市では制限条例はありません。	
6	他法令の確認	関係法令遵守のための関係機関との相談、手続(消防法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、都市計画法等)を確認してください。 食事の提供や、温泉の利用、マンション等の共同浴場の利用を併せてお考えの場合は、保健所に事前に必ずご相談ください。	
事前準備			確認欄
7	周辺住民への周知	事業開始までに、住宅周辺住民に対し、事業を行うことについて、書面等で周知してください。	
8	宿泊者の安全措置	「民泊の安全措置の手引き」を参考に適切な安全措置を講じてください。 確認にはチェックリストをご活用ください。 届出住宅に避難経路を表示するとともに、宿泊者に対し、避難場所等に関する情報提供を行ってください。	
9	消防法令適合通知書の取得	取得にあたっては、消防局予防課にご連絡ください。届出時に添付していただきます。	
10	外国人宿泊者の快適性・利便性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の使用方法 ・交通手段に関する情報提供(利用可能な交通機関に関する情報、最寄り駅等の施設情報) ・火災、地震その他災害が発生した場合における連絡先(警察、消防、医療機関等) 	
11	届出書類の提出	民泊ポータルサイト、別添添付書類一覧等をご参照ください。 代理人が手続きを行う場合は、委任状等が必要になります。	
12	各保険の加入	国のガイドラインでは事業を取り巻くリスクを勘案し、火災保険、第三者に対する賠償保険等への加入が望ましいとしています。	
13	標識の掲示	公衆の見やすい場所に掲示してください。事業者の皆様が自ら作成しなければなりません。 風雨に耐性のあるものを作成し、破損した場合等は速やかに補修等を行ってください。	
	掲示場所	届出住宅の門扉、玄関(建物の正面の入口)等	
	掲示位置	概ね地上1.2m以上1.8m以下 (表札等を掲げる門扉の高さから玄関ドアの標準寸法2mの高さ以内で)	
	共同住宅の場合	個別の住戸に加え、共用エントランス、集合ポストその他の公衆が認識しやすい箇所へ簡素な標識を掲示してください。 (あらかじめ、管理組合と要相談)	

○民泊制度ポータルサイト(観光庁) <https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/index.html> をご参照ください。